

名古屋市教育委員会定例会

令和4年3月23日

午後3時00分

教育委員会室

議 事

- 日程1 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について（第41号議案）
- 日程2 名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について（第42号議案）
- 日程3 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について（第43号議案）
- 日程4 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について（第44号議案）
- 日程5 教育長等専決規則の一部を改正する規則案について（第45号議案）
- 日程6 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について（第46号議案）
- 日程7 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について（第47号議案）
- 日程8 名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について（第48号議案）
- 日程9 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について（第49号議案）
- 日程10 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について（第50号議案）
- 日程11 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策の策定について（第51号議案）
- 日程12 名古屋市博物館の魅力向上基本計画の策定について（第52号議案）
- 日程13 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について
(第53号議案)

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員13名 ※傍聴者1名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第13、「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても日程第13については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第1、第41号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第1第41号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

名古屋市教育委員会事務局規則は、教育委員会に置く事務局の組織の名称と所掌事務、参事・主幹などスタッフ職の名称と分担事項等を定める規則でございます。

この度の改正は、令和4年度の教育委員会事務局の組織改正に伴い、規定を整備するものでございます。組織改正の内容につきましては、2月定例会においてお示ししておりますが、以下主な改正内容について簡単にご説明いたします。

まず、新たな組織として、新しい学校づくり推進部を新設し、新しい学校づくり推進室を設置します。また、子ども応援委員会制度担当部を廃止し、廃止する担当部に置かれていた子ども応援室は、新しい学校づくり推進部に所属するものとします。

新たな職として、事務局に学校づくり推進監及び子ども応援委員会を担当する参事を新たに設置します。

また、新しい学校づくり推進部に、学校における働き方改革を担当する主幹、教育相談体制を担当する主幹及び危機管理等を担当する主幹を新たに設置します。

また、現在教務部に置かれている学校における働き方改革に係る特命事項の処理担当主幹及び指導部に置かれている学校教育に係る企画調整主幹を廃止します。

また、本規則の改正に伴い、関係規則の規定の整理を行います。

施行期日は、令和４年４月１日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(西淵委員)

新たに学校づくり推進監を設置されるということで、大変にいいことだと思いますけど、所掌というか、職務内容はどんなことを担当されるのかということを教えてください。

(木村総務課長)

主に学校関係の部を所管する部署でございまして、今までありました教務部、指導部、それから新たにできる新しい学校づくり推進部、それから教育センター、学校等です。それらを担当する監でございます。

(西淵委員)

学校の充実のためにぜひ活用していただきたいし、一生懸命働いてほしいなと思います。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので日程第１、第41号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に日程第２から第４まで、すなわち第42号議案「名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について」、第43号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」及び第44号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」まで、以上３件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第２から日程第４までは、令和４年度の職員の組織等について改正を要する公所の

処務規則に関する規則改正でございますので、一括してご説明いたします。

日程第2第42号議案「名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は、名古屋市博物館に主幹を設置するものでございます。本館・外構のリニューアル改修及び東館の整備等を推進するため、博物館の魅力向上担当主幹を設置することとし、その分担事項を定めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

日程第3第43号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は、名古屋市科学館に主幹を設置するものでございます。

科学館において展示を行っていたB6型蒸気機関車等の動態展示整備始め科学館の魅力向上を推進するため、科学館の魅力向上担当主幹を設置することとし、その分担事項を定めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

日程第4第44号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は、主に2点ございます。

1点目は、ICT環境整備推進担当主幹教育センターに主幹及びICT環境整備推進担当主査を廃止するものでございます。

2点目は、情報教育に関する指導助言等に従事する再任用短時間職員について、勤務時間の特例等を定めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上3件につきまして、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第2、第42号議案「名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について」、日程第3、第43号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」及び日程第4、第44号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」、以上3件につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(教育長)

次に日程第 5、第45号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第 5 第45号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」 ご説明いたします。

教育長等専決規則は、教育委員会の権限に属する教育事務のうち、教育長が専決することができる事項を定める規則でございます。

この度の改正は、令和 4 年 4 月 1 日からの教育長人事に関する状況を踏まえ、教育長が不在の場合の職務代理者の職務と教育委員会事務局職員の事務の代理についての規定を整備等するものでございます。

法律上、教育長が不在の場合、教育長の指名を受けた委員が教育長の職務を行うこととされています。しかしながら、非常勤の委員の皆様方に教育長の職務を全て行っていただくことは、困難ですので、その場合には、議案記載の表、左から 2 列目にありますとおり、教育委員会の会議その他会議の議事運営に関する事項を除き、教育次長が専決できるよう改めるものでございます。

これにより、経常的な業務は、教育次長以下事務局において執行してまいりたいと考えております。職務代理者委員にお願いします事項について具体例をあげますと、教育委員会の招集や会議の議事進行などがあります。また、会議での採決が可否同数となった場合、議事進行に当たる職務代理者委員が決するといった役割もございます。

なお、この規則改正により経常的な事務は教育次長らが行いますが、これは、職務代理者委員の権限自体を委譲するものではなく、あくまで委員の代理という整理になりますので、対外的には、教育委員会の名の下で、あるいは教育長職務代理者の名の下で業務を行うことになります。

また、表の一番右の列にございますが、教育次長も不在となった場合には、令和 4 年度より設置される学校づくり推進監が教育次長に代わって専決することができるよう、規定を整備するなど所要の改正を行います。

施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(船津委員)

緊急の場合とか何かあった時に、きちんと業務がスムーズに進むためにいろいろな仕組みをお作りいただいているかと思いますが、学校づくり推進監というのは先ほどのお話に出ていた、新しい学校づくり部の学校づくり推進監でよろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

部の名前と同義かというお尋ねですか。

(船津委員)

別ですか、先ほどの41号議案に出てきた、新しい学校づくり推進部、監と参事と置きますと言われた時のと。

(木村総務課長)

その監と同じ監でございます。

(船津委員)

新しい学校づくり推進部の監の名前は、「新しい」はつかない学校づくり監なのでしょうか。

(木村総務課長)

先ほど西淵委員からのご質問にございましたように、新しい学校づくり推進部も所管しますが、他に既存の組織である教務部、指導部も学校全体を所管するものですから、学校づくり推進監という名前で、「新しい」がついてございません。

(西淵委員)

他都市でいくと、事務委任とか、そういう形で規定が整備されているところがあると思いますが、本市は次長以下の専決規程で整備をされたということで理解しておるんですけど、今、船津委員が仰ったように、緊急の場合に備えてこういうものを整備していくことはとても大切なことなので、必要なことだと思います。けれども説明の中にあったように、4月から教育長がいらないというような、非常に異常な事態で子どもたちや市民の皆さんに迷惑をかけるようなことがないように、一日も早く解消していただくよう、要望したいと思います。

(鈴木教育長)

他、よろしいでしょうか。他にご意見もないようですので日程第5、第45号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に日程第 6、第46号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第 6 第46号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則は、業務の性質上原則によりることができない職員の勤務時間の特例等を定める規則でございます。

改正内容は、令和 4 年度の組織改正等に伴いまして、指導部指導室及び新しい学校づくり推進部新しい学校推進室に所属する職員の一部につきまして、勤務時間の特例等の廃止及び制定を行うものでございます。

施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第 6、第46号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に日程第 7 から第10まで、すなわち第47号議案「名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」、第48号議案「名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」、第49号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」及び第50号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」まで、以上 4 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村総務課長)

日程第7から日程第10までにつきましては、学校の管理運営に関する規則と、学則の改正でございますので、一括してご説明いたします。

日程第7第47号議案「名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。改正の内容は、民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴うものでございます。

高等学校及び特別支援学校高等部の在学中に成年年齢に達した生徒は保護者の親権に服することがなくなり、当該生徒の父母等は保護者に該当しなくなるため、「保護者」の字句を「保護者等」と改正するものでございます。

日程第8第48号議案「名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は主に2点でございます。

1点目は、高等学校学則の改正でございます。西陵高等学校につきまして、募集人数の変更に伴いまして、生徒定員を変更いたします。また、名古屋商業高等学校及び若宮商業高等学校につきまして、学科の改編に伴いまして、新たな学科を追加し、生徒定員を変更いたします。

2点目は、民法の改正により、成年年齢が引き下げられることに伴う改正でございます。

高等学校在学中に成年年齢に達した生徒は保護者の親権に服することがなくなり、当該生徒の父母等は保護者に該当しなくなるため、所要の改正を行うものでございます。

日程第9第49号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は主に2点でございます。

1点目は、生徒定員の変更でございます。西養護学校、南養護学校、天白養護学校及び守山養護学校の高等部普通科の生徒定員につきまして、募集する学級数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴い、変更するものでございます。

2点目は、民法の改正により、成年年齢が引き下げられることに伴う改正でございます。特別支援学校高等部在学中に成年年齢に達した生徒は保護者の親権に服することがなくなり、当該生徒の父母等は保護者に該当しなくなるため、所要の改正を行うものでございます。

日程第10第50号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は、近年の幼児人口の推移等を踏まえ、「大幸幼稚園、二城幼稚園及び比良西幼稚園の園児定員及び学級数を変更するもの」、及び「報徳幼稚園及びはとり幼稚園を廃止するもの」でございます。

施行期日は、4件ともに令和4年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第7、第47号議案「名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について」、日程第8、第48号議案「名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」、日程第9、第49号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」及び日程第10、第50号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」、以上4件につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第11、第51号議案「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(笹口首席指導主事)

日程第11、第51号議案、不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策の策定についてでございます。本方策につきましては昨年10月22日の教育委員会において、協議題としてご議論いただきました。その後本方策につきまして、1月11日から2月14日までの、1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントの実施結果につきましては、別添のですね、参考資料1をご覧ください。15人の方から50件のご意見をいただきました。

主な意見といたしましては、校内の教室以外の居場所づくりの充実についての要望、なごや子ども応援委員会、学校と、専門機関等との連携についての要請、子ども適応相談センター拡充についての要望、教職員の意識改革についての要望等がございました。

また、本方策の周知につきましては、別添参考資料2をご覧ください。市の公式ウェブサイトにてそれぞれの方策及び担当課を掲載する予定となっております。

本日、議案について、提出させていただきましたけれども、お認めいただきますと、参考資料1として、添付をさせていただきました、市民意見の内容及び本市教育委員会の考え方とともに、3月28日に本方策を公開する予定となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。不登校がこの10年ほどで随分増加していて、特にコロナ禍で10万人以上の子どもが全国で不登校になっているという現状で、本市でこのような不登校対策を行うのだということを示していただくのはとても意義のあることだと思います。つきましてはこの参考資料2のように、担当課を明示していただくことも非常に分かりやすくいいんですけれども、ウェブサイトの方が、やはりいろんなことに不安を感じている当事者の市民の方が、すぐに検索して分かるような形、あるいは相談担当であるとか、養護の先生がそこにすぐアクセスして必要な情報にたどるような、そういう構造化というか、工夫の方をぜひお願いできますとこれだけの対策を、先ほどの新しい学校づくり推進部もそうですし、学校づくり推進監という、そういった役職としても本市としては対応するというそういう大きな試みをしているので、それが届くようにぜひ、ウェブサイトや活用のしやすさということにも意識していただけると、大変意味があることだと思います。よろしくお願いします。

(笹口首席指導主事)

貴重なご意見をいただきました。市民の皆様に分かりやすいように工夫させていただきたいというふうに思っております。

(船津委員)

ご説明ありがとうございました。ここにある通り、平成25年から「名古屋市不登校対策基本構想」ができて、いろんな取り組みがされていると思うんですけれども、もしこれこのまま出るとしたら、こういうことが問題だったので、こういうことはしてきました。なんだけど、でっていう、何かそれによって、数字で効果を出すのは難しいかもしれませんけれども、充実も進めてきました。で、通知されて誠実に取り組んできました。で、ここへきて公表するのは、減っていないからなんですとか、そういうことになってくるんでしょうか。ちょっと、どう読んでいいのか少しわからなくて。これは結果的には、25年から頑張ってきている、いろんなことやってきているけれども、なかなか減らないんですよっていう、トーンのものなのか、だいぶ生徒が出てきたんで、違うフェーズでやっていくんですという話なのか、なんかそういう分かりやすさがちょっと欲しいなと思ったんですけれども、このまま市民に出るとした時に。今更こんなこと言ってもあれですか。依然として増え続けておりっていうところがあるということですね、策定の趣旨の後半にある。全部ちゃんと読んでくれれば分かりますよっていうことですね。ホームページに載せられるという話があったんで、ずっとこう読んでいくのは大変かなって。関心あって読まれる方のことを考えた時に気になったので、何か見やすいものがついてくるのかなと思いました。

(笹口首席指導主事)

ホームページに掲載する時にはですね、もちろんこの方策の全部のところもそうですし、あとは、この方策自体のところも、分かりやすくというか、例えば「魅力ある学校づくり」ってクリックするとそのページに飛ぶようにだとか、その方策についても分かっているようにということも考えておりますし、一つのルートだけではなくって、他のところから入ってもいけるような工夫というんですかね。先ほど中谷委員の方からありましたけれども、様々悩んだり、いろいろ知りたいという方もお見えでしょうから、そのあたりは分かりやすくという工夫もしていきたいというふうに考えております。

(船津委員)

ありがとうございます。安心しました。今おっしゃった通りで、多分そういうことに関心があるものとか、場合によっては、子どもまで見たりするようになった時に、どういうふうな受け取り方をされるか、「大丈夫だよ、みんなで未然に防止もするし、そういう子たちも支援していくし」という、なんか学校じゃなきゃ駄目ですよ的じゃない感じのトーンになっているといいなと思いました。

(中谷委員)

今の船津委員の意見と重なるんですけれども、以前は不登校っていうのは、病気扱いというか、そういうふうに治療が必要なものだというふうに言われてたわけですけど、それが今では不登校というあり方、行動の仕方、ホームスクーリングであるとか、フリースクールであるとかそういうことも含めて、問題行動だという捉え方は随分影を潜めてきたというか、我々が変わってきたということだと思うので、そこの部分は一方で、保護者の方はすごく不安に思っておられて、路頭に迷うような気持ちになられていると思うので、こういう道案内に当たるようなものがあるということはすごく意味があると思いましたので、船津委員がおっしゃるように、不登校の捉え方自体も、こういうふうに我々は捉えていますというふうな、成長途上のことかもしれないし、もう少し許容的に見るような見方もしていますというようなことは市として発信するとすごく意味があるのかなと思いました。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第11、第51号議案「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策の策定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第12、第52号議案「名古屋市博物館の魅力向上基本計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(根木博物館総務課長)

それでは、第52号議案「名古屋市博物館の魅力向上基本計画の策定について」のご説明をさせていただきます。

名古屋市博物館は開館後、約40年が経過し、施設が老朽化してまいる状況の中で、開館当初の基本理念を踏まえつつ、時代の変化に即した博物館に生まれ変わり、市民や来訪者の学習の意欲・関心を高めるとともに、より一層親しまれる博物館となるため、名古屋市博物館の魅力向上基本計画を策定することといたしました。

この件につきましては、昨年12月9日の教育委員会の定例会で、協議題としてご議論いただいたものでございます。そののち、12月20日に教育子ども委員会の所管事務調査でご意見をいただきました。その後、1月18日から約1か月間、パブリックコメントを実施いたしましたので、まずパブリックコメントについてご説明を申し上げます。

基本計画（案）の冊子の次に、パブリックコメントについての資料がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

いただきました市民意見の内容及び本市教育委員会の考え方についてまとめたものでございます。1ページ目、実施結果をご覧ください。38人の方から寄せられた135件のうち、博物館全体に関すること11件、基本計画全体に関すること28件、資料・保管機能の強化に関すること4件、展示機能の強化に関すること31件、学習支援機能の強化に関すること9件、交流・連携機能の強化に関すること12件、アメニティ機能の強化に関すること7件、整備に関すること33件となっております。

右側の2ページより、項目ごとの、いただいたご意見とそれに対する市の考え方についてお示ししております。多くのご意見をいただいた項目をご紹介しますと、3ページの「基本計画全体に関すること」のうち「コンセプトについて」では、博物館の基本的な在り方を見直すことが必要といったご意見や、市域に重点を置きながら広域にも目配りをした活動をしてほしいといったご意見、アミューズメント化を目指すことに反対など様々いただいております。

今回パブリックコメントでいただいたご意見についてはひとつずつ内容を精査し、市の考え方を整理いたしました。なお、おおむね計画案に沿った考え方をお示しすることができたため、計画案への修正は加えないこととさせていただきました。パブリックコメントについての説明は以上でございます。

なお、計画案の本冊子の方でございますが、12月9日の協議題でご意見をいただいたのち、誤字や体裁など以外は特に修正はしておりません。

本日ご議論をいただいた後、市の幹部会、市政記者クラブへの情報提供、ホームページでの公開をいたします。来年度にはタウンミーティングも予定しており、今回のパブ

リックコメントのみで終了せず、今後も市民の皆様のご意見を伺いながら整備事業を進めてまいります。

以上、計画策定に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(小栗委員)

以前、服部委員長からの引継ぎでもあるんですけども、お食事の問題とかカフェの問題とか、もっともっと市民の人たちに喜んでもらったりとか、行きたいなと思うようなところが、例えばお食事の内容とか、そういった意見が、以前の服部委員長から受け継いでおりまして、その点、お話いただけることがあれば、新しい企画とかアイデアを教えていただけますでしょうか。

(根木博物館総務課長)

今回カフェの整備にあたりましては、東館1階に整備を予定しております。こちらスペースを用意いたしまして民間事業者を公募する予定でございます。公募にあたりましては、近隣にキッズスペースを整備するなどございまして、子どもにやさしい、子どもと一緒に親御さんが参加できるような、楽しんでもいただけるようなカフェを作るのですとか、また博物館として魅力のあるまちづくりができるような業者を募集したいと考えております。

(小栗委員)

ありがとうございます。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので日程第12、第52号議案「名古屋市博物館の魅力向上基本計画の策定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第13は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午後3時47分終了